

森保第 920 号  
建技第 65 号  
平成 29 年 4 月 27 日

経済産業部関係各課長  
各農林事務所長  
交通基盤部内各課長  
交通基盤部内出先機関の長

} 様

経済産業部長  
交通基盤部長

静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領を一部改正したので通知します。

担 当 交通基盤部建設支援局技術管理課積算班  
電話番号 054-221-2131

森保第 920-2 号  
建技第 65-2 号  
平成 29 年 4 月 27 日

各 部 局 長  
企 業 局 長  
がんセンター局長  
教 育 長  
警 察 本 部 長

} 様

経 済 産 業 部 長  
交 通 基 盤 部 長

静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領を一部改正したので参考に通知します。

なお、経済産業部内関係各課、各農林事務所、交通基盤部内各課及び交通基盤部各出先機関に対しては、別添のとおり通知していることを申し添えます。

担 当 交通基盤部建設支援局技術管理課積算班  
電話番号 054-221-2131

## 静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する維持管理業務の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13条）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

### (対象業務)

第2条 本要領は、土木工事標準積算基準書及び農林土木工事標準積算基準書を適用して発注する維持管理業務の委託契約を対象とする。ただし、これによらない委託契約であっても、発注機関の長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。なお、「静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領」の適用を受けるものを除く。

### (最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。

4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き））」と記載する。

### (対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

### (開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札を行った者を「失格」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

# 静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度要領

## 【改正箇所 新旧対照表】

平成 29 年 5 月

静岡県

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。</p> <p>4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。</p> <p>4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>